全共全国 制度法発第 19003 号 平成 19 年 12 月 18 日

郵政民営化委員会事務局 御中

全国共済農業協同組合連合会

- 「かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しに関する 郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」
- 「ゆうちょ銀行のクレジットカード業務、変額個人年金等生命保険募集業務及び 住宅ローン等の代理業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」 についての意見

標記の件につきまして、下記により意見させていただきますので、かんぽ生命保険 及びゆうちょ銀行より内閣総理大臣及び総務大臣へ認可申請された新規業務の実施 にかかる、貴委員会での今後の調査審議に際しまして、何卒ご高配を賜りますよう、 お願い申し上げます。

記

1. かんぽ生命保険の新規業務について

かんぽ生命保険については、簡易生命保険が国営・国家保証のもとで培った強大な顧客基盤(約2,800万世帯・世帯加入率5割超)の承継や、間接的な政府出資に起因する「暗黙の政府保証イメージ」による信用補完の可能性などの影響が懸念されるため、新規業務の実施については、郵政民営化法に「内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない」と定められ、政府の国会答弁でも「株式処分等国の関与の度合いの低減に応じ、民営化委員会の意見を聞きながら、段階的に新規業務を認める」とされております。

現時点においては、民営化直後ということもあり、株式処分等の「国の関与の 度合いの低減」は認められません。

したがって、今般、かんぽ生命保険より認可申請がありました新規業務について、 その実施を認めることは、妥当でないと考えます。

【 政府国会答弁 抜粋 (平成 17 年 10 月 6 日 衆議院本会議 竹中大臣) 】

- ○「~前略~金融二社については、やはり<u>規模の問題のほかにも、政府出資による国の信用、関与など競争上の優位性がある</u>と考えられますので、法案におきましては、~中略~株式処分等、国の関与の度合いの低減に応じイコールフッティングを確保しつつ、民営化委員会の意見を聴取の上、段階的に規制緩和していくこととするなど、<u>民業圧迫とならないよう配慮</u>している」
- ○「 ~前略~ 金融二社につきましては、<u>株式処分等国の関与の度合いの低減に応じまして、</u> 民営化委員会の意見を聞きながら主務大臣が段階的に新規業務を認めていく」

2. ゆうちょ銀行の新規業務について

かんぽ生命保険が取り扱っていない生命保険関連業務を、ゆうちょ銀行や郵便局会社が実施することは、実質的に、かんぽ生命保険の新規業務実施と同等の効果を持つおそれがありますので、実施の可否については、かんぽ生命保険と同様の視点から検討される必要があります。

ゆうちょ銀行についても、かんぱ生命保険と同様に、現時点では、株式処分等の 「国の関与の度合いの低減」は認められません。

したがって、今般、ゆうちょ銀行より認可申請がありました新規業務のうち、 変額個人年金等生命保険募集業務について、その実施を認めることは、妥当でない と考えます。

また、「変額個人年金<u>等生命保険</u>募集業務」とあり、「変額個人年金保険」以外の保険商品の取り扱いを含むとも解しうる表現となっておりますが、もし、他の生命保険商品も取扱うのであれば、完全民営化前においては、事前に全て公表される必要があると考えます。

3. その他

なお、郵便局会社の生命保険関連業務の実施についても、2. で述べたゆうちょ銀行の生命保険関連業務の実施にかかる問題と同様の問題があることに配慮する必要があると考えます。

以 上